

農業労働力確保緊急支援事業の対象期間が 6月末まで延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響で 人手不足となった場合の求人活動を支援します

支援のポイント

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった場合の

求人情報の掲載費

求人チラシの製作費

マッチング費用

が支援対象(補助率:1/2以内)になります!

✓ 支援対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず人手不足になった経営体と関係協同組合などが対象です!
- ◆ 対象期間:令和2年4月1日から令和3年6月30日

✓ 事業の流れ

STEP1 最寄りの相談窓口機関で求人登録を行います

STEP2 以下の書類を全国農業会議所に提出(申請)します

- ・ 広報等活動に関する調書
- ・ 調査会社による信用調査に関する調書
- ・ 上記の証拠書類

STEP3 事業終了後、相談窓口機関に以下の書類を提出(実績報告)します

- ・ 調書に記載した事項の実績をまとめた資料
- ・ 上記の証拠書類(領収書、掲載された求人情報誌など)

※研修等支援事業と同時に申請できます

相談窓口機関とは?

本事業で求人活動等の一元管理及びマッチング相談等を行う機関で、各県に1カ所ずつ設置しています。

Q&Aなどの情報はこちらをチェック!

農林水産省HP

URL: https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html



相談窓口の設置状況はこちらをチェック!

全国農業会議所HP

URL: <https://for-farmer.jp/>



【お問合せ先】全国農業会議所 サポートセンターフリーコール 0120-150-055(受付時間:9時~17時)
メールアドレス info@for-farmer.jp

農林水産省